

目次

教委規則

秋田市立秋田商業高等学校学則の一部を改正する規則	教育委員会総務課（第3号）	3
--------------------------	---------------	---

告示

指定居宅介護支援事業者の廃止について	介護保険課（第217号）	4
指定居宅サービス事業者の指定について	介護保険課（第218号）	5
令和5年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について	国保年金課（第219号）	6
令和5年度市民税・県民税納税通知書兼決定・変更通知書の公示送達について	市民税課（第220号）	7
秋田市議会臨時会の招集について	総務課（第221号）	8
令和5年度軽自動車税（種別割）納税通知書の公示送達について	市民税課（第222号）	9
令和5年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について	後期高齢医療課（第223号）	10
差押調書（謄本）および配当計算書の公示送達について	納税課（第224号）	11
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第225号）	12
指定居宅サービス事業者および指定居宅介護支援事業者の指定について	介護保険課（第226号）	14
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、廃止および変更について	保護第一課（第227号）	15
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定について	保護第一課（第228号）	16
秋田市議会定例会の招集について	総務課（第229号）	17
専決処分した予算およびその要領について	総務課（第230号）	19
令和5年8月秋田市議会臨時会において議決を経た予算およびその要領について	総務課（第231号）	25

教委告示

教育委員会臨時会の招集について	教育委員会総務課（第14号）	31
教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第15号）	32

農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第10号）	33
----------------	----------------	----

上下水道局告示

指定給水装置工事業者の指定について	上下水道局給排水課（第9号）	34
指定排水設備工事業者の指定について	上下水道局給排水課（第10号）	35

公告

許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	36
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	商工貿易振興課	37
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	商工貿易振興課	39
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	42
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	43
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	44
農用地利用集積計画の一部撤回について	農業農村振興課	45
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	46
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	47
市有地の売払いについて	財産管理活用課	48

秋田市立秋田商業高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 8 月 21 日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第 3 号

秋田市立秋田商業高等学校学則の一部を改正する規則

秋田市立秋田商業高等学校学則（平成 3 年秋田市教委規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「720名」を「630名」に改める。

附則第 2 項を次のように改める。

（生徒定員に関する経過措置）

- 2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 2 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条の表中「630名」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	690名
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで	660名

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市告示第217号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

令和5年8月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
合同会社 レモンタ イムケア プラン	レモンタイ ムケアプラ ン	秋田市外旭川字鳥 谷場122番地4	令和5年7月27日	居宅介護 支援

秋田市告示第218号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

令和5年8月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
ケアサロンつ むぎ合同会社	ケアサロン つむぎ合同 会社	秋田市泉南二 丁目1番10号 オークチップ 泉309号室	令和5年8月 1日	訪問介護

秋田市告示第219号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けようとする者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年8月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けようとする者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和5年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第220号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年8月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称
 - (1) 令和5年度市民税・県民税納税通知書兼決定通知書（令和4年度賦課分）
 - (2) 令和5年度市民税・県民税納税通知書兼決定通知書
 - (3) 令和5年度市民税・県民税納税通知書兼変更通知書

秋田市告示第221号

令和5年8月18日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。

令和5年8月10日

秋田市長 穂 積 志

付議事件

- 1 令和5年度秋田市一般会計補正予算（第4号）に関する専決処分について承認を求める件
- 2 令和5年度秋田市一般会計補正予算（第5号）の件

秋田市告示第222号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかった
ので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により
公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受ける
べき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年8月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和5年度軽自動車税（種別割）納税通知書

秋田市告示第223号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年8月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和5年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第224号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年8月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
住所 東京都大田区蒲田五丁目3番3-303号
氏名 田 口 聖 也
- 2 送達する書類
差押調書（謄本） 1 通
配当計算書 1 通

秋田市告示第225号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和5年8月15日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 16台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和5年7月2日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和5年8月15日から令和6年2月15日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第226号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第79条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第85条の規定により告示する。

令和5年8月17日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在 地	指定の年月日	サービスの 種 類
株 式 会 社 LIFXIS	訪問介護クオ ーレ	秋 田 市 寺 内 後 城 17 番 1 号 ラ イ フ キ ャ ッ プ 寺 内 F 101	令和5年8月15日	訪問介護
豊興産株式 会社	らいくケアプ ランセンター	秋 田 市 新 屋 扇 町 12 番 49 号	令和5年8月15日	居宅介護 支援

秋田市告示第227号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、廃止および変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年8月23日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
緑ヶ丘薬局	秋田市飯島緑丘町2番32号	令和5年6月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
有限会社緑ヶ丘薬局	秋田市飯島緑丘町2番32号	令和5年5月31日

3 変更

事業所名称	所在地	変更年月日
旧 医療法人健雄会岩崎医院	秋田市雄和妙法字上大部90番地1	令和5年6月1日
新 医療法人健雄会雄和もてぎクリニック		

秋田市告示第228号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年8月23日

秋田市長 穂 積 志

事業所名称	所在地	指定年月日
小規模多機能型居宅介護事業所りぼん広面	秋田市広面字大袋50番地3	令和5年7月1日
訪問看護ステーションおんぶ	秋田市土崎港北一丁目13番43号	令和5年7月1日

秋田市告示第229号

令和5年9月4日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

令和5年8月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第230号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和5年8月30日

秋田市長 穂 積 志

専決第33号

専 決 処 分 書

令和5年度秋田市一般会計補正予算（第4号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和5年7月27日

秋田市長 穂 積 志

令和5年度秋田市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度秋田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,744,657千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,786,185千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の追加は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12	地方交付税	21,767,000	396,541	22,163,541
	1 地方交付税	21,767,000	396,541	22,163,541
16	国庫支出金	28,002,271	662,029	28,664,300
	1 国庫負担金	20,597,963	166,352	20,764,315
	2 国庫補助金	7,331,503	495,677	7,827,180
17	県支出金	10,510,014	8,601	10,518,615
	1 県負担金	6,689,310	8,601	6,697,911
20	繰入金	4,358,676	1,006,599	5,365,275
	2 基金繰入金	4,097,747	1,006,599	5,104,346
21	繰越金	823,167	637,887	1,461,054
	1 繰越金	823,167	637,887	1,461,054
23	市債	13,463,400	33,000	13,496,400
	1 市債	13,463,400	33,000	13,496,400
	歳 入 合 計	146,041,528	2,744,657	148,786,185

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	13,777,318	42,308	13,819,626
	1 総務管理費	11,909,690	25,512	11,935,202
	2 徴税費	1,001,411	16,796	1,018,207
3	民生費	56,350,253	263,424	56,613,677
	5 災害救助費	750	263,424	264,174
4	衛生費	14,364,286	1,187,656	15,551,942
	2 保健所費	4,493,902	196,302	4,690,204
	3 清掃費	6,505,527	991,354	7,496,881
11	災害復旧費	5	1,251,269	1,251,274
	1 農林水産施設災害復旧費	2	337,800	337,802
	2 公共土木施設災害復旧費	1	725,470	725,471
	3 教育施設災害復旧費	2	187,999	188,001
	歳 出 合 計	146,041,528	2,744,657	148,786,185

第2表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
教育施設災害復旧費	千円	千円 33,000	千円 33,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	13,463,400	33,000	13,496,400			

秋田市告示第231号

令和5年8月21日の「令和5年8月秋田市議会臨時会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和5年8月30日

秋田市長 穂 積 志

令和5年度秋田市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度秋田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,783,362千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151,569,547千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の追加は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12	地方交付税	22,163,541	384,000	22,547,541
	1 地方交付税	22,163,541	384,000	22,547,541
16	国庫支出金	28,664,300	496,500	29,160,800
	1 国庫負担金	20,764,315	14,000	20,778,315
	2 国庫補助金	7,827,180	482,500	8,309,680
17	県支出金	10,518,615	1,256,986	11,775,601
	1 県負担金	6,697,911	1,256,986	7,954,897
20	繰入金	5,365,275	583,876	5,949,151
	2 基金繰入金	5,104,346	583,876	5,688,222
23	市債	13,496,400	62,000	13,558,400
	1 市債	13,496,400	62,000	13,558,400
	歳入合計	148,786,185	2,783,362	151,569,547

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	56,613,677	1,311,986	57,925,663
	5 災害救助費	264,174	1,311,986	1,576,160
4	衛生費	15,551,942	963,000	16,514,942
	3 清掃費	7,496,881	963,000	8,459,881
6	農林水産業費	2,981,329	5,485	2,986,814
	1 農業費	2,115,320	5,485	2,120,805
8	土木費	16,268,478	253,501	16,521,979
	3 河川費	2,324,596	3,081	2,327,677
	7 住宅費	684,715	250,420	935,135
11	災害復旧費	1,251,274	249,390	1,500,664
	1 農林水産施設災害復旧費	337,802	133,990	471,792
	2 公共土木施設災害復旧費	725,471	61,000	786,471
	3 教育施設災害復旧費	188,001	54,400	242,401
	歳 出 合 計	148,786,185	2,783,362	151,569,547

第2表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
災害救助費	千円	千円 55,000	千円 55,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
公共土木施設費 災害復旧費		7,000	7,000			
計	13,496,400	62,000	13,558,400			

秋田市教委告示第14号

令和5年8月17日午後3時秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

令和5年8月16日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市教委告示第15号

令和5年8月21日午後4時秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和5年8月17日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

秋田市立秋田商業高等学校学則の一部を改正する件

秋田市農委告示第10号

令和5年8月18日午後2時雄和市民サービスセンター洋室3・4に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和5年8月9日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画の撤回に関する件
- 4 農用地利用集積計画（令和5年度第5号計画）に関する件

秋田市上下水道局告示第9号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和5年8月7日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
東部ガス株式会社 秋田支社	石川 真也	秋田市檜山川口境 1番1号	令和5年7月26日

秋田市上下水道局告示第10号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和5年8月29日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
有限会社貝塚設備工業	貝 塚 洋	男鹿市船越字八郎 谷地1番地23	令和5年8月23日

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、令和5年2月16日付け秋田市指令第1828号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和5年8月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
東京都西東京市北原町三丁目2番22号
株式会社アーネストワン
代表取締役 松 林 重 行
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市新屋豊町551番2

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和5年8月3日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

名 称 イオンモール株式会社

代表取締役 岩 村 康 次

住 所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 イオンモール秋田

所在地 秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所
ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

令和5年7月21日

(5) 変更理由

リニューアルによるテナント入替えのため

2 届出年月日

令和5年7月24日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和5年8月3日から同年12月3日まで。ただし、土曜日、日曜日
および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和5年8月10日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

名 称 イオン東北株式会社

代表取締役社長 辻 雅 信

住 所 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 飯島ショッピングセンター

所在地 秋田県秋田市飯島字堀川2番外

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更前 建物No. A

株式会社アバン

代表取締役 佐 藤 富 男

秋田県能代市字寿域長根48番地112

建物 No. B
有限会社RAdvance
代表取締役 杉 本 公 彦
秋田県秋田市泉南三丁目8番6号
医療法人南秋会
理事長 後 藤 英 盛
秋田県潟上市天王字上北野60番地1

変更後 建物 No. A

株式会社アバン
代表取締役 佐 藤 富 男
秋田県秋田市東通一丁目26番14号
建物 No. B
医療法人南秋会
理事長 後 藤 英 盛
秋田県潟上市天王字上北野60番地1

(4) 変更年月日

令和2年6月1日

(5) 変更理由

小売業者の入れ替えによる退店および出店の為

2 届出年月日

令和5年8月7日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和5年8月10日から同年12月10日まで。ただし、土曜日、日曜日
および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和5年1月26日付け秋田市指令第638号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和5年8月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
岩手県盛岡市向中野七丁目18番16号
大和ハウス工業株式会社 北東北支店
支配人 三 原 康 展
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市新屋朝日町40番2、248番5、248番13、248番14、248番18、
250番1、250番3、251番、252番1、252番2、248番13地先水路、新屋
割山町100番、190番9、190番27、198番10および198番84

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和5年7月21日付け秋田市指令第5385号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和5年8月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
秋田市仁井田字大野272番5
- 2 開発許可を受けたものの住所および氏名
秋田市寺内字三千刈330番地2
アステール103
須 藤 剛 人
秋田市寺内字三千刈330番地2
アステール103
須 藤 佳 乃

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和5年7月21日付け秋田市指令第5386号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和5年8月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
秋田市仁井田字大野272番4
- 2 開発許可を受けたものの住所および氏名
秋田市八橋本町三丁目12番13号
ヴェルドミール八橋 B 101
櫻 庭 勇 翔
秋田市八橋本町三丁目12番13号
ヴェルドミール八橋 B 101
櫻 庭 悠 華

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により定めた農用地利用集積計画のうち、平成27年度第12号計画および平成28年度第9号計画の一部を撤回したので、公告し、農用地利用集積計画撤回総括表を次により縦覧に供する。

令和5年8月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和5年度第5号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和5年5月25日付け秋田市指令第4436号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和5年8月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
秋田市四ツ小屋末戸松本字堂ノ前203番3
- 2 開発許可を受けたものの住所および氏名
秋田市八橋鯨沼町1番39号メゾンド八橋8-R2
柴 田 充 崇

秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和5年8月30日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

物件番号	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市御所野元町六丁目17番11	雑種地	228.43㎡	8,087,000円
2	秋田市河辺三内字野崎35番21	雑種地	1,300.19㎡	7,932,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所6階 6-A会議室

(2) 入札 令和5年10月6日(金)午前10時

(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金(契約金額の100分の10以上)の納付に充当することができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

(4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

6 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札

(6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札

(8) 郵送による入札

(9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売買代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 現地説明会

現地説明会は実施しない（入札参加者は事前に確認すること。）。